平成２７年（フ）第１９９号
静岡県浜松市北区新都田２丁目33番46号　アニーセレスト101号
破産者　松崎矢枝子
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
京都市西京区大原野上里男鹿町７番地の12
破産者　二階愿一郎
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３２４号
京都市上京区丸太町通千本東入中務町491番地　寿苑ビル302号
破産者　高崎　勝則
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２３号
京都市山科区西野山中鳥井町56番地　報徳マンション307号
破産者　鈴木正男こと　李　　殷弼
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２５号
京都市山科区西野山射庭ノ上町284番地１ふもとビル302、破産手続開始決定時の住所京都市山科区西野山中鳥井町56番地　報徳マンション307号
破産者　鈴木　　徹
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２４号
奈良県天理市川原城町695番地
破産者　六条　美子
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２２３号
岡山県笠岡市神島4434番地
破産者　押入　順子
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２号
高知県高岡郡四万十町大正114番地６
破産者　梅津　正夫
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第３号
高知県高岡郡四万十町大正114番地６
破産者　梅津　和江
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第１６号
宮崎県都城市志比田町4676番地　コウガマンションⅡ305号
破産者　岡元　三郎
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第２６５号
神戸市中央区三宮町２丁目11番１
破産者　株式会社ピンク釦
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０７号
神戸市西区伊川谷町潤和892－１、商業登記簿上の本店所在地神戸市兵庫区島上町１丁目５番17号
破産者　株式会社倉治回漕店
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
三重県伊勢市小俣町相合970番地８
破産者　赤松　玄哉
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
岡山県赤磐市小原18番地３
破産者　三澤　房子
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
岡山市北区玉柏2219番地６
破産者　池田　　修
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１７５号
川崎市中原区小杉陣屋町２丁目10番34号　越路荘　202
破産者　折戸奎八郎
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
島根県出雲市乙立町2582番地
破産者　飯塚　　寿
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１６６号
熊本市東区戸島西１丁目９番51号若宮勝己方、住民票上の住所熊本市中央区大江４丁目21番９号
破産者　樫野　壽弘
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係